

雇用促進税制の創設

雇用の維持・増加を図り、それによって経済成長を促進することは、新成長戦略の一つの柱です。税制面でも、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、出来る限りの支援措置を講じています。

今回はこの制度を考えます。

(1)概要

今回の税制整備法により雇用の受け皿となる成長企業を支援するために、雇用に一定以上増やした企業に対する税制上の優遇措置が創設されました(所得税についても同様の改正が行われました)。

(2)内容

イ. 適用期間3年間(平成25年度末まで)

その年度中に従業員のうち雇用保険の一般被保険者の数を10%以上かつ5人以上(中小企業者等は2人以上)増加させる等の要件を満たす

事業主について、増加1人あたり20万円の税額控除ができる制度が創設されました。

ロ. 税額控除額 増加した雇用保険の一般被保険者の数×20万円となります。*控除限度額は、中小企業者等は法人税額の20%(中小企業者等以外は10%)となります。

ハ. 手続き ハローワークから雇用者増などの証明書を受ける必要があります。

ニ. 4つの要件 (3)の4要件が必要です。

(3)源泉徴収の扱い

- ① 離職者不在要件 前期・当期に事業主都合の離職者がいないこと
- ② 基準雇用者数要件 「当期末の雇用者数-前期末の雇用者数」が5人(中小企業者は2人)以上であること
- ③ 基準雇用者数割合要件 「基準雇用者数÷前期末の雇用者数」が10%以上であること
- ④ 給与等支給額要件 比較給与等支給額(別表の6.18欄) = 「前期の給与等の支給額」 + 「前期の給与等の支給額 × 基準雇用者割合 × 30%」以上となることを求めること

ナマの税務相談室

Q このたび、長く住んでいた東京Y市から転勤のため関西へ引っ越すことになりました。現在不動産業者と住居の売却交渉を進めています。この住宅を取得するに際し、自己資金も乏しかったものですから銀行からの長期間のローンで資金を調達しました。そのあたりのことに関連して税務申告に心積りをいたしたく本日参りました。

A そうですか、長く住んでいると家具類はじめ、生活用品の整理や始末で一仕事ですね。売却後の生活設計や次の住宅の手当もしなければならぬし、落ち着くまでは当分気が重たいですね。では、最初に当初の住宅取得の背景等から伺いましょう。

Q 今から30年ほど前の公団生活時代に、最初にY市に40坪の土地を1,800万円で購入し、そのうち1,000万円を銀行から借りて8年後に住宅を建築し住むまで利息は300万円支払

取得費に加算できる 借入金の利息

いました。住宅の建築資金は2,000万円です。

A 最近の住宅相場は低迷気味ですが、Y市の居住環境は地下鉄網の開

発の影響で、予想以上の価格で売却できそうですね。

Q 有難うございます。今日は税金計算の前提としての、取得費の計算を教えてください。

A まず土地の取得費ですが、土地の1,800万円の購入価格に加えて住宅の用に供するまでの利息300万円は取得費に加算できます。また、購入に際しての所有権や抵当権設定登記費用、公正証書作成費用、取得時の仲介手数料等細かい費用が加算されます。同様に、建物も取得費を細かく計算しますが、売却までの償却費計算に注意して取得費から差し引きます。

Q 有難うございました。売却できましたら、またお伺いいたします。

ナマの税務相談室